

参考資料

○平成 22 年 10 月中央環境審議会プラスチック製容器包装に係る再商品化手法専門委員会及び産業構造審議会プラスチック製容器包装に係る再商品化手法検討会合同会合「プラスチック製容器包装の再商品化手法及び入札制度の在り方に係るとりまとめ」（関連箇所抜粋）

なお、一部のケミカルリサイクル手法について、燃料利用との比較でその位置付けに議論があったが、高炉還元剤化手法は微粉炭等を代替するプラスチック製容器包装が鉄鉱石中の酸素を奪うための化学原料として用いられており燃料利用と区別して扱うことでよいと考えられるものの、油化手法やガス化手法のうち生成された油やガスをそのまま燃焼させているものについては燃料利用と同等に扱うことが適当であるとも考えられるところ、この点についても容り法の次期見直しの際に最終的な結論が得られるよう、十分に議論をしていく必要がある。